

(仮称) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業について

市民環境部

1 債務負担行為の設定について

君津市、木更津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町の各議会において、令和9年度から令和28年度までの20年間の一般廃棄物の中間処理をPFI事業として実施するにあたり、各市町が負担することとなる処理委託費等の債務負担行為の設定に係る審議が行われ、すべての市町において可決された。

今後は、事業費の更なる削減についての検討を行いながら、PFI事業のガイドラインに沿った契約事務を適正に進めていく。

2 PFI法に基づく特定事業の選定について

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会（以下「協議会」という。）では、廃棄物処理を共同事業として進めるため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により、(仮称)第2期君津地域広域廃棄物処理事業を特定事業として選定し、同法第11条第1項の規定に基づき、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果の公表を予定している。

3 事業者公募の実施について

協議会では、今後、特定事業を実施する事業者を選定するにあたり、民間事業者による創意工夫を最大限引き出すとともに、最適な提案と事業者を選定し、契約することを目的として、公募型プロポーザル方式により契約事務を進めることとし、令和元年9月上旬から公募説明書を公表する予定である。

4 今後の予定

令和元年	9月上旬	PFI法に基づく特定事業の選定 事業者公募
	12月下旬	事業提案書類の提出
令和2年	3月中旬	優先交渉権者決定（建設候補地決定）
	6月下旬	事業契約締結（建設地決定）
	6月下旬～	環境影響評価

なお 今後、協議会での協議を経て、特定事業の選定及び公募説明書を公表した時点で、議会へ報告を行う予定である。